

平成30年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成30年2月13日（火）

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	代 処 第 5 号 小金井市立南小学校学校医の解嘱に関する代理処理について
第3	代 処 第 6 号 小金井市立南小学校学校医の委嘱に関する代理処理について
第4	議 案 第 2 号 小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成30年度教育施策について
第5	報 告 事 項 1 平成29年第4回小金井市議会定例会について
	2 就学援助制度の認定基準の見直しについて
	3 第30回多摩郷土誌フェアの開催について
	4 その他
	5 今後の日程
第6	議 案 第 3 号 職員の分限処分について
第7	議 案 第 4 号 校長・副校長の任命（転任・新任）に係る内申について

代処第5号

小金井市立南小学校学校医の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を解嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年2月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

（提案理由）

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、本人の逝去のため、本案を提出するものであります。

代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している小金井市立南小学校医である和田輝洋医師がご逝去された。校医の解嘱については、小金井市教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年2月13日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 解嘱を受ける者

- (1) 氏名 和田 輝洋
- (2) 職名 学校医
- (3) 担当校 小金井市立南小学校

2 解嘱日

平成29年12月29日をもって解嘱とする。

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

(小学校)

	職名	氏名
一 小	内科医	宮本 誠
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	黒田 俊太郎
	薬剤師	高山 実香
二 小	内科医	小松 淳二
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
三 小	内科医	小林 久滋
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
四 小	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	辻 依子
東 小	内科医	篠田 昭彦
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	野中 慎吾
	薬剤師	北川 佳恵
前原 小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
本町 小	内科医	岡山 哲廣
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
緑 小	内科医	待山 昭
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
南 小	内科医	和田 輝洋
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

	職名	氏名
一 中	内科医	久我 治子
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
二 中	内科医	宮本 誠
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	古田 昭彦
	薬剤師	北川 佳恵
東 中	内科医	齋藤 寛和
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
緑 中	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
南 中	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	橋詰 雅志
	薬剤師	富子 浩子

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

代処第6号

小金井市立南小学校学校医の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を委嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成30年2月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

（提案理由）

学校保健安全法第23条に基づき、学校医の委嘱を行っているが、前任者が逝去し、残りの期間について委嘱を行うため、本案を提出するものであります。

代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成31年3月31日まで委嘱している小金井市立南小学校医である和田輝洋医師がご逝去された。新たに校医を委嘱する必要が生じ、校医の委嘱については、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成30年2月13日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 委嘱を受ける者

羽木 裕雄

2 委嘱内容

- (1) 職名 学校医
- (2) 担当校 小金井市立南小学校
- (3) 期間 平成29年12月29日から平成31年3月31日まで

別紙1

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

(小学校)

	職名	氏名
一 小	内科医	宮本 誠
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	黒田 俊太郎
	薬剤師	高山 実香
二 小	内科医	小松 淳二
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
三 小	内科医	小林 久滋
	眼科医	大森 美依奈
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
四 小	内科医	三島 協二
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	辻 依子
東 小	内科医	篠田 昭彦
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	野中 慎吾
	薬剤師	北川 佳恵
前 原 小	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
本 町 小	内科医	岡山 哲廣
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
緑 小	内科医	待山 昭
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	森田 亜矢子
南 小	内科医	羽木 裕雄
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

	職名	氏名
一 中	内科医	久我 治子
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	神保 眞理子
	歯科医	梶原 仁臣
	薬剤師	柴崎 恵美子
二 中	内科医	宮本 誠
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	古田 昭彦
	薬剤師	北川 佳恵
東 中	内科医	齋藤 寛和
	眼科医	三田 覚
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	整形外科医	田中 功一
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
緑 中	内科医	丸茂 恒二
	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	整形外科医	浅沼 美智子
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
南 中	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	整形外科医	三島 市郎
	歯科医	橋詰 雅志
	薬剤師	富子 浩

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

議案第2号

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成30年度教育施策について

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成30年度教育施策を別紙のように定める。

平成30年2月13日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成30年度教育施策を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

(平成 20 年 1 月 24 日 小金井市教育委員会決定)

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成24年2月14日 小金井市教育委員会決定)

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「第2次明日の小金井教育プラン」・「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 知育・徳育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

- (ア) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する問題解決型の学習を取り入れることで思考力・判断力・表現力等の育成を図る。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。
- (イ) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために全教員が外部講師等を招いた研究授業に取り組む。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。
- (ロ) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開するために、年間指導計画の充実、授業改善推進プランの作成・活用、児童・生徒による授業評価の実施、授業公開の充実を図る。
- (ハ) 学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する研修の充実を図る。

イ 学校における個別学習支援の充実

- (ア) 学生ボランティアや地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。
- (イ) 東京学芸大学等と連携して放課後等の学習の充実を図る。

ウ 家庭学習の充実

- (ア) 学校と家庭が連携して家庭学習の習慣化を図るとともに、宿題や予習・復習などの学習課題の充実を図る。
- (イ) 家庭学習のすすめや保護者向け資料「ハートコンタクト」を作成し、家庭での学習習慣の確立やそのための方法等についての啓発を図る。

エ 情報教育の充実・教育の情報化

- (ア) 家庭・地域との連携の下、ICT機器の正しい使い方やインターネットやSNS等の利用に関するモラルやマナーを身に付けるた

めの情報モラル教育の充実を図る。

- (イ) 授業において、効果的にICT機器を活用することで、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、学習内容への興味関心を引き、わかりやすい授業を展開する。また、教員研修の充実を図る。

(2) 心の教育

ア 人権教育の充実

- (ア) 教育活動全体を通じて、人権尊重の理念の定着を図るために人権教育を一層推進し、偏見と差別のない望ましい人間関係を確立する。
- (イ) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめのないまち小金井宣言」の実現に向け、小金井市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、学校と家庭、地域社会が連携し「いじめを絶対に許さない」ことを児童・生徒の心に浸透させる。
- (ロ) 小金井市子どもの権利に関する条例のリーフレット、人権教育プログラム（東京都教育委員会）等を活用し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、鋭い人権感覚を身に付けた自立した個人を育てる教育を推進する。
- (ハ) 小金井市男女平等基本条例の男女両性の本質的平等の理念に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重されることを児童・生徒に理解させ、その具現化を図る男女平等教育を推進する。

イ 豊かな心の育成

- (ア) 児童・生徒が、自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にす等、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう心の教育の充実を図る。
- (イ) 児童会・生徒会が主体となって、道徳心や公共心、礼儀正しく生活できる力が育つような校内の取組を推進する。
- (ロ) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、その歴史や意義を学んだり、我が国と世界の国々の歴史や文化、習慣等を体験したりすることで、進んで平和な社会の実現に貢献しようとする児童・生徒を育成する。
- (ハ) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進や道徳授業地区公開講座の充実を図り、社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育む教育を推進するとともに、郷土小金井を愛し共に生きる子供を育成する。

ウ 教育相談の充実

- (ア) いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題の解決に向け、早期発見・早期対応ができる学校の組織体制の構築、

強化を推進するとともに、教員研修の充実を図る。

- (イ) 児童・生徒が抱える多様な課題等の対応に当たっては、状況に応じて関係機関等との連携を図りながら、組織的な対応の充実に取り組む。
- (ロ) 不登校等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを学校の生活指導や教育相談組織の中で活用することで、学校の教育相談機能を充実させる。また、教育相談所、もくせい教室及び他の相談機関との連携を深め、児童・生徒等に対する教育相談体制の充実を図る。
- (ハ) スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用することで、児童虐待や家庭の状況等に起因する問題行動等の未然防止、早期発見及び改善を図る。

エ 社会貢献精神の育成

- (イ) 社会の一員としての自覚を高め、規範意識等を育むために、教育計画に基づき、教職員の適切な指導のもと、社会体験活動やボランティア活動等の充実努める。
- (ロ) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

オ ふるさと教育の推進

- (イ) 日本や世界の伝統・文化に触れる異文化教育や小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶふるさと教育を通じて、多様な文化や郷土に対する理解を深めるとともに、国際的視野を広める教育を推進する。
- (ロ) 児童・生徒及び教員が、郷土の自然や人、社会や文化、産業と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見や愛着心を育むために、積極的に地域と関わる。

(3) 健康教育

ア 食育の推進

食育リーダーによる指導方法の研究を行い、食育を推進する。新入生に食育リーフレットを配布することで、家庭における食生活の大切さの理解向上を図る。また、給食では、地場野菜を活用し、和食献立を充実させる。

イ 児童・生徒の体力向上

- (イ) 東京オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動を通して、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しみながら、体力の

向上を図る。

- (4) 体力向上推進委員会による児童・生徒の体力調査の実施、分析をもとに体育的活動の改善に努め、体力のさらなる向上を図る。
- (5) 関係機関と連携した保健教育を推進し、健康で安全な生活を送る能力や態度の育成を図る。

(4) 福祉教育

心のバリアフリー事業の推進

- ア 障害のある人との交流活動や福祉体験活動等に取り組み、自他を尊重する心や障害についての理解教育の充実を図る。
- イ 障害のある人との相互理解を深め、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶための交流教育の充実や副籍制度に基づいた交流及び共同学習を推進する。

(5) 特別支援教育

特別支援教育の充実

- ア 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた多様な学びの推進に向け、巡回相談、専門相談、校内委員会を充実させる。
- イ 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた指導、支援の充実に向け特別支援教室の設置や効果的な活用、合理的配慮の提供等についての研究を推進する。
- ウ 特別支援教育にかかわる教員の資質、能力を高めるために、特別支援学級設置校長会、特別支援学級推進委員会、特別支援教育研修会を充実させる。
- エ 特別支援教育支援員を配置し、学校における学習支援や日常生活上の介助等を含め、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を一層充実させる。
- オ 特別な支援を必要とする子供のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

2 教育環境の整備

(1) 地域連携

学校地域連携の推進

- ア 校長のリーダーシップのもとに、学校の自主性と自律性を確立し、学校、家庭、地域と連携・協力した特色ある教育活動を推進することで各校の教育力の向上を図る。

- イ 小金井市公立学校運営連絡会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、開かれた学校づくりを一層推進する。
- ウ 学校評価に基づき、学校の教育活動を積極的に保護者や地域住民に説明し、効率的で透明性の高い学校運営を推進する。
- エ 全校で地域や近隣の大学、研究所、高度教育機関等との連携を深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の整備の充実を図る。
- オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守り等の取組を推進し、通学路や学区域内での児童・生徒の安全確保に努める。

(2) ICT環境の整備

ICT機器の整備

PC教室の台数・機器の更新を検討し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、次期学習指導要領に向けたICT教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設

学校施設整備の推進

ア 学校教育の質的向上を図るため、施設・設備及び教育機器等の教材・教具、図書等を充実させるとともに有効活用に努める。

イ 安全・安心な教育環境整備づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1) 生涯学習の推進

ア 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、文化・スポーツに親しみ、その成果を地域社会の活動に反映できるよう第3次小金井市生涯学習推進計画に沿って施策の推進に努める。

イ 学校、家庭、地域がその役割と責任を自覚し、相互に連携協力して地域全体で教育力を高める活動を推進する。

ウ 地域の貴重な資源である大学、文化施設、NPO等市民団体と連携して生涯学習施策を推進する。

エ 退職前後の中高年層を対象として、学習の機会や情報を提供し、地域活動への参加を推進する。

オ 市民の学習活動に資するため、市報やホームページ等を活用し、積極的に情報提供に努める。

(2) 青少年教育の推進

- ア 家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。
- イ 子供たちの安全安心な居場所づくりとして、学校、家庭、地域と一体となって実施している「放課後子ども教室」事業の充実を図る。
- ウ 清里山荘指定管理者と連携し、青少年が豊かな人間関係や社会性を育んでいくことができるよう、自然体験教室、ふれあい体験教室等多くの体験活動の機会を提供するとともに、自然や科学に対する関心を深め、創造性豊かな青少年の育成に努める。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ア 幼児期から高齢者までの市民が、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の場を提供し、健康・体力づくりを推進する。小金井市スポーツ推進計画を、スポーツ関係団体や市民と協働して推進する。
- イ 楽しむスポーツから競技スポーツまで、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ団体の活動を支援する。
- ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。
- エ スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ団体と連携して、指導者の育成・派遣等の指導体制の充実を図る。

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

- ア 貴重な文化遺産を後世に継承していくため、埋蔵文化財の調査・保存・市指定文化財の保存及び郷土芸能の伝承を支援していくとともに、文化財センターの機能の充実を図る。
- イ 市民の郷土に対する理解を深め、市勢発展に資するため、「小金井市史」資料編・通史編を「小金井市史編さん年次計画」に基づき、順次刊行する。
- ウ 市民が生涯を通じて、地域の歴史や文化財に親しむことができるよう、文化財等の解説や学習団体の支援の充実を図る。
- エ 史跡玉川上水、名勝小金井（サクラ）の整備活用を通して、東京都及び市民団体と協働してヤマザクラ並木の歴史的景観を復活させる等、協働のまちづくりを推進する。

(5) 公民館の充実

- ア 誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共にふれあう身近な公民館運営に努める。
- イ 公民館運営に公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、市民参加を図り、関連諸機関や市民団体とも協働して充実を図る。

ウ 事業の実施には、地域社会との連携に努め、団体・サークルやNPO法人等の諸機関・諸団体とも協力して充実を図る。

エ 主催講座については、地域的・今日的な課題、心豊かに生きることのできる学びの充実を図り、市民の自主的・自発的な学習活動の推進を支援する。

オ 市民の学習活動に機材・教材を提供し、活動の場の環境整備に努める。

カ 広報活動に市民も参加し、情報の提供に努める。

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画の策定に向けて、検討する。

(6) 図書館の充実

ア 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「なんでも」利用できる図書館運営に努める。

イ 「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」に基づき、図書館施策を推進して行く。

ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努める。

エ 図書館の利便性向上のため、利用者用インターネット端末の拡充、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。

オ 将来の生涯学習の充実と発展を図るため、図書館の在り方について検討を進める。

(7) 社会教育施設の整備

ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の整備充実を図る。

イ 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、施設の整備充実を図る。

ウ 公民館、図書館、体育館、学校など既存施設の有効活用を積極的に推進する。

エ 震災の経験を踏まえた施設のあり方を検討する。

教育施策 新旧対照表

平成30年度	平成29年度	備考
<p style="text-align: center;">平成30年度教育施策</p> <p>1 知育・徳育・体育の推進</p> <p>(1) 学力の向上</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 学校における個別学習支援の充実</p> <p> (7) 省略</p> <p> (4) 東京学芸大学等と連携して放課後等の学習の充実を図る。</p> <p> ウ及びエ 省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2 教育環境の整備</p> <p>(1) 地域連携</p> <p> 学校地域連携の推進</p> <p> ア～エ 省略</p> <p> オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守り等の取組を推進し、通学路や学区域内での児童・生徒の安全確保に努める。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(5) 公民館の充実</p>	<p style="text-align: center;">平成29年度教育施策</p> <p>1 知育・徳育・体育の推進</p> <p>(1) 学力の向上</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 学校における個別学習支援の充実</p> <p> (7) 省略</p> <p> (4) 東京学芸大学等と連携して放課後等の学習指導員等<u>を確保し、補充学習と個別学習支援の充実</u>を図る。</p> <p> ウ及びエ 省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2 教育環境の整備</p> <p>(1) 地域連携</p> <p> 学校地域連携の推進</p> <p> ア～エ 省略</p> <p> オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守りや、<u>スクールガード</u>の取組を推進し、通学路や学区域内での児童・生徒の安全確保に努める。</p> <p>(2)及び(3) 省略</p> <p>3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興</p> <p>(1)及び(2) 省略</p> <p>(5) 公民館の充実</p>	

平成30年度	平成29年度	備考
<p>ア～カ 省略</p> <p>キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の<u>中長期計画の策定に向けて、検討する。</u></p> <p>(6) 図書館の充実</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 図書館の利便性向上のため、<u>利用者用インターネット端末の拡充、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。</u></p> <p>オ 将来の生涯学習の充実と発展を図るため、<u>図書館の在り方について検討を進める。</u></p> <p>(7) 省略</p>	<p>ア～カ 省略</p> <p>キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、<u>時代にふさわしい公民館の在り方について市民を交えて検討する。</u></p> <p>(6) 図書館の充実</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 図書館の利便性向上のため、<u>市民用インターネット端末の設置、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。</u></p> <p>オ 将来の生涯学習の充実と発展を図るため、<u>市民ニーズに沿った中央図書館の整備も含め、図書館の在り方について市民を交えて検討する。</u></p> <p>(7) 省略</p>	

平成29年第4回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	鈴木 成夫議員	小金井市議会 民進党	不登校児童・生徒支援モデル事業、学習支援制度の現状と課題を問う
2	小林 正樹議員	小金井市議会 公明党	子どもの人権を守る取り組みについて 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、「子どもの人権」を守り育てる取り組みは、我々大人の使命であり、現状課題の把握と対策が問われる。 ○人権問題（いじめ、虐待、体罰など）に関する相談状況と対応について。 ○LINEによる、LINEいじめ等への相談対応を実施しないか。
3	紀 由紀子議員	小金井市議会 公明党	食物アレルギーの子どもが、アナフィラキシーショックを起こした時に、命を守る対策として、市立小・中学校について、平成27年2月から、公立昭和病院とアナフィラキシー対応ホットラインを開設している。更に幼稚園・保育園等にも広げないか。 ○小金井市立小中学校のアナフィラキシー対応ホットラインの状況等はどうか ○アナフィラキシー対応のホットラインの効果をどのように考えているか
4	宮下 誠議員	小金井市議会 公明党	図書館に眠る人類5千年の歴史を活用しよう ○学校における「調べる学習」の取り組みは ○調べる学習「地域コンクール」を開催しては
5	水上 洋志議員	日本共産党 小金井市議団	「障がい者差別解消条例」について問う ○地域自立支援協議会や関係団体などからの意見についてどう考えるか
6	坂井えつ子議員	緑・市民自治 こがねい	車いす使用の児童生徒と学校 【趣旨】多様な子どもが共に学べる環境整備が望まれる学校。車いす使用の児童生徒に、個々に応じた適切な配慮はされているのか。 ○普段の学校生活はどうしている？ ○災害時、緊急時体制は整っているのか
7	遠藤百合子議員	自由民主党・ 信頼の小金井	道徳教育の教科化のねらいを市ほどの様に受け止めているか ○道徳教育の現状は ○教科化に移行するに当たっての、市の考え方を問う
8	田頭 祐子議員	生活者ネット ワーク	どんな街にしたいのか。新福祉会館はまちづくり全体の中で考えよう。 ○保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリーサポートセンター移転後の施設の在り方、活用について ・「もくせい教室」など学校外の学習室、子どもの放課後の居場所、子育て広場、ショートステイ、トワイライトステイ、女性センター、高齢者と子どもや子育て世代など多世代交流の場、子ども食堂、フードバンク等の必要性や認識について。
9	湯沢 綾子議員	自由民主党・ 信頼の小金井	緑小学校の児童らから、「学校のトイレにてんとう虫が巣を作るので気持ちが悪い。どうにかして欲しい」との相談を受けた。子どもたちにとって真剣な要望であり、何らかの対応をお願いできないか。 関係各位のご理解とご尽力により、学校給食への地場野菜の活用が進んでいることに感謝申し上げたい。学校により差が生じることがないように、進んで地場野菜を使いたくなるような取り組みを行って欲しい。
10	片山 薫議員	緑・市民自治 こがねい	子どもの多様な学びの権利保障を～不登校の子どもの居場所と外国籍児童の支援 ○不登校児童への対応、施策について、スクールソーシャルワーカーの役割。 ○もくせい教室（適応指導教室）の現状と今後について。 ○外国籍児童への支援体制について。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	村山ひでき議員	小金井市議会 民進党	<p>教育関係機関との連携強化で地域社会の発展を</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これからの可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流・芸術文化・スポーツ ・スポーツ振興の協力について ・施設の相互利用 ・図書館、体育関連施設など
2	宮下 誠議員	小金井市議会 公明党	<p>図書館に眠る人類5千年の歴史を活用しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館本館で郷土資料を収集・研究し、公開しないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・桜や玉川上水など、地域の歴史研究をわかりやすくまとめてはどうか ○ICTを活用し、地域住民へのサービス拡充を <ul style="list-style-type: none"> ・新しい情報技術で、地域のための「課題解決型図書館」を目指せ ・郷土資料を中心に、デジタルアーカイブの構築を ・先進市を参考に新しい設備を導入し、サービス拡充へ
3	渡辺ふき子議員	小金井市議会 公明党	<p>小金井の歴史と文化で町おこしを</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浴恩館公園の整備を進め、子供から高齢者までの市民憩いの場所に <ul style="list-style-type: none"> ・空林荘・野外調理場・水路・池等の抜本的整備を行うべき
4	水上 洋志議員	日本共産党 小金井市議団	<p>市民に親しまれる浴恩館公園のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浴恩館公園の文化的な価値など、発信をより積極的に行うべき ○浴恩館公園の整備や活用について市民との協働で検討を <p>緑センターのロビーなどにあるテーブルと椅子の改善を求め</p>
5	たゆ 久貴議員	日本共産党 小金井市議団	<p>公民館について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館の位置づけや在り方をどう考えているのか ○公民館の今後の方針はどう考えているのか ○公民館の有料化・委託は行うべきではない
6	田頭 祐子議員	生活者ネット ワーク	<p>どんな街にしたいのか。新福社会館はまちづくり全体の中で考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館本館の場所について <ul style="list-style-type: none"> ・新福社会館の中に公民館の事務所機能を加えて、多目的室、マルチスペースは社会教育施設とする括りが合理的、政治や宗教、営利販売活動が行える施設でなければならない理由は ・本町暫定庁舎用地や本庁舎移転後の在り方、活用について、図書館や公民館としては考えないのか
7	片山 薫議員	緑・市民自治 こがねい	<p>公民館本館は一体どこに行くのか～新福社会館計画の見直しを</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会教育と社会福祉を共に進めるためにも、公民館本館は新福社会館に入れるべきである。またはいつまでにどこに建てるのかを明言すべきである。

平成30年度就学援助費制度について（案）

1 認定基準の変更

平成30年度	平成29年度
世帯の総収入が生活保護基準の1.5倍未満 (第68次基準適用)	世帯の総収入が生活保護基準の1.6倍未満 (第68次基準適用)

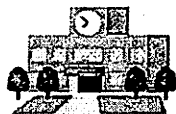
就学援助制度の運用の適正化のため、平成28年度より3年間かけて認定倍率を収入の1.8倍から1.5倍まで引き下げる方針を掲げています。平成30年度は、3年間の最終年度となり、収入の1.6倍未満から1.5倍未満へ変更する予定です。

2 入学時学用品費の前倒し支給

	平成30年度	平成29年度
小学校	【平成30年度対象者】7月支給 【平成31年度対象者】3月支給	7月支給
中学校	【平成30年度追加対象者】7月支給 【平成31年度対象者】3月支給	【平成29年度対象者】7月支給 【平成30年度対象者】3月支給

平成29年度は、入学時学用品費を中学校入学前に支給をすることとしました。

平成30年度は、小学校も入学前に支給を実施いたします。



平成30年度 就学援助制度のお知らせ

The news of the educational expenses support system



小金井市教育委員会

小金井市では、本市にお住まいで、市立及び国公立小・中学校に通学し、経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いにお困りの保護者の方に対して、教育費の一部を援助する制度があります。援助を希望される方は申請してください。

【援助が受けられる世帯】

- 前年中の世帯の総収入が生活保護基準の1.5倍未満の世帯（下表参照）
- 生活保護を受けている世帯、前年度又は当該年度において生活保護停止又は廃止を受けた世帯
- 児童扶養手当を受給している世帯
- 主たる生計維持者の死亡・離婚・失業等により経済的事情が急変した世帯※
- 天災などにより財産に著しい損害を受けた世帯※

※ 別途必要な書類がありますので、学務課へお問合せください。

☆ 世帯収入の例

世帯人数	家族構成の例	年間総収入（持家の場合）	年間総収入（賃貸の場合）
2人	親（32歳） 子（8歳）	約 2,720,000円以下	約 3,500,000円以下
3人	父（40歳） 母（35歳） 子（10歳）	約 3,560,000円以下	約 4,340,000円以下
4人	父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（11歳）	約 4,340,000円以下	約 5,130,000円以下
5人	父（40歳） 母（37歳） 子（13歳） 子（8歳） 子（5歳）	約 4,680,000円以下	約 5,470,000円以下

※上記の収入は、あくまでも目安です。年齢、世帯人数等により変わりますので、援助を希望される世帯は申請してください。

※世帯収入とは、家計を同じくする方（同居・別居を問いません）の収入額を合算した額です。

※上記世帯収入は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、生活保護基準等の見直しなどにより、変更になることもあります。その場合、別途お知らせいたします。

【援助の内容】

学校給食費	全額を市が負担します。 ◆認定まで給食費をお支払いいただく場合があります。認定後学校より返金します。
学用品費・通学用品費	一定の補助額を各学期ごとに支給します。 (4月認定者の場合、1学期分は7月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月下旬に支給予定です。) 小学校1年生11,420円、2～6年生13,650円（年額） 中学校1年生22,320円、2～3年生24,550円（年額）
入学時学用品費	小学1年生40,600円、中学1年生47,400円（平成29年度実績）
卒業時諸経費	学校から徴収された卒業時のアルバム代、文集代の一部を支給します。 上限 小学校：9,460円、中学校：9,670円
修学旅行参加費・移動教室参加費・林間学校参加費・校外活動費	学校から徴収された費用を支給します。
医療費	学校の健康診断で指示のあった学校保健安全法に定める疾病の治療に限り、市が自己負担分を負担します。 【対象疾病名】トラコーマ、結膜炎（アレルギー性は除く）、白せん、かいせん、のうかしん、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有含む） ◆認定後、学校から「医療券」をもらってからの受診となります。ただし認定決定通知が届く前に受診された場合は、領収書と医師の署名済の「検診のお知らせ」をコピーして保管し、認定後速やかに学務課へご連絡ください。

- 提出先：小金井市教育委員会 学務課（小金井市前原町3-41-15 市役所第2庁舎7階）
8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始休業日除く）
電話 042-387-9874

※ご来庁による申請をお願いします。ご来庁が難しい場合はご連絡ください。

- 提出期限：平成30年4月20日（金）
※この期限以降も申請は受け付けておりますが、認定審査が遅れることがあります。
また、提出された月からの援助となりますので、ご注意ください。

★ 昨年度に就学援助を受けた世帯であっても、今年度も希望される方は改めて申請が必要です。

第30回多摩郷土誌フェアについて

- 1 開催期間 平成30年1月20日(土)から21日(日)の2日間
- 2 時 間 午前10時から午後5時まで(21日は午後3時まで)
- 3 会 場 立川市女性総合センターアイム1階 センターギャラリー
(立川市曙町2-36-2)
- 4 主 催 東京都市社会教育課長会文化財部会(部会長市:武蔵村山市)
- 5 参加自治体 25市町(24市1町)
- 6 来場者数 653人(20日:428人 21日:225人)
- 7 販売書籍一覧

番号	図 書 名	価 格 (円)	販売数 (冊)	合 計 (円)
1	小金井市の歴史散歩	100	12	1,200
2	青年団と浴恩館(改訂版平成29年11月刊行)	200	7	1,400
3	名勝小金井桜絵巻	700	5	3,500
4	写真で見る私たちのまち小金井	700	1	700
5	CD版「写真でたどる昭和の小金井」	500	1	500
6	小金井市史編纂資料 第13編~第55編	500	3	1,500
	同第56編梶野新田梶野家文書(平成29年3月刊行)	500	4	2,000
7	小金井市史 資料編 小金井桜	2,400	0	0
8	小金井市史 資料編 近代	3,300	0	0
9	小金井市史 資料編 現代	3,400	0	0
10	小金井市史 資料編 近世(平成29年3月刊行)	3,400	2	6,800
合 計			35	17,600

教育委員会の今後の日程

平成30年2月13日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
平成29年度 市町村教育委員研究協議会 (第4回)	2月16日(金) 午後1時00分	文部科学省 東館講堂及び会議室	浅野委員
中学校卒業式	3月16日(金)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月23日(金)	各小学校	全委員
平成30年 第3回教育委員会定例会	3月27日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
教育委員会委員 任命辞令交付式	4月2日(月) 午前8時45分	庁議室	全委員
小学校入学式	4月6日(金)	各小学校	全委員
中学校入学式	4月9日(月)	各中学校	全委員
平成30年 第4回教育委員会定例会	4月17日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成30年度 教育施策連絡協議会	4月20日(金) 午後	中野サンプラザ	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第1回理事会	4月24日(月) 午後2時00分	東京自治会館	福元委員